

## 意見書

2025年6月27日  
中 森 俊 久 (55期)

### 第1 経歴

#### 1 小中学校時代 (~1993年)

私は、1977年に大阪府堺市で生まれ、両親と6学年離れた兄との4人家族で育ちました。4月生まれなので1年の成長差が大きい幼稚園までは運動会のリレーへの出場を果たせていた私ですが、小学生以降は運動神経面での成長は芳しくなく、近所にあるそろばん・書道塾にせっせと通う日々でした。父はスーパーで長時間働き、母はパートで真っ黒に日焼けし、兄は奔放に過ごしていました。

私が中学校に入るタイミングで、兄は高校を卒業し、郵便局に就職しました。私立大学でも専門学校でも学費を出せないとされていた兄にとっては希望の進路とは言えませんでした。その後訪れた就職氷河期のことを思えば、結果的には悪くない選択だったと思います。

1990年のバブル崩壊の影響で、私が中学3年生の時に父の勤務先のスーパーが倒産しました。公立高校との併願で受験した私立高校の受験では、保護者職業欄に「アルバイト」と記入した書類を確認されながら、父と一緒に面接を受けたことを今でもよく覚えています。

#### 2 高校・大学時代 (~2000年)

大阪府立三国丘高等学校に進学した私は、それまでとは異なり、「学業がよくできる人」が集まる環境に少し戸惑いました。母親が喜ぶので何も考えずに勉強をしてきていたものの、何のために勉強するのかアレコレ考え出すと頭でっかちになり、遅れた反抗期に繋がりました。兄に言わせると、兄よりも酷い反抗態様だったようです。

1995年1月、高校2年生の時に阪神淡路大震災を経験しました。高速道路や建物が大きく崩れ、広範囲に火災が発生している様子をテレビで見て衝撃を受ける一方、近くでの惨状を目の当たりにしても何の行動にも移せない自分の非力さに、自己嫌悪の念を強めざるをえませんでした。その年の3月には、地下鉄サリン事件が起こり、高学歴の宗教信者らによる犯行が明らかとなりました。

親元から離れて一人で生活したい思いを強めた私は、東京の一橋大学に進学しました。この選択が私を大きく変えてくれました。企業の奨学金を受給できたり学費が一部免除になるほど、父の源泉徴収票の提出が役立ち、そのことに心底驚きました。また、そのような中、何も言わずに必死に働き仕送りをしてくれた両親の有り難さを唯々実感しました。私は、家庭教師のアルバイトの時給をいかに上げるかを日々考えながら、クラシックギターのサークルに入るなどして大学生活を楽しみました。

### 3 司法試験の受験と司法修習生時代（～2002年）

大学では村井敏邦ゼミナールに入り、刑事法を勉強しました。そのゼミの同期8名の殆どが司法試験を目指していたので、私もその流れで司法試験の受験を真剣に考えるようになり、大学を卒業した2000年に合格することができました。

司法修習時代（実務修習地は和歌山）は、修習仲間にも恵まれ、充実した日々でしたが、2001年10月に60歳の定年を迎えたばかりの父に病気が見つかり、2002年9月、二回試験の論文試験が終わった日に池袋で徹夜で麻雀をした翌朝、父の訃報を聞きました。状態が良くないと聞いていたのに何故すぐに帰阪しなかったのか、悔やんでも悔やみきれない気持ちをはじめて抱きましたが、父の通夜・葬儀を通じて人生は一瞬だということも体感しました。

## 第2 弁護士としての活動（2002年10月～）

### 1 所属事務所

私は、2002年10月の弁護士登録時から、あべの総合法律事務所に所属しています。いわゆるマチ弁の事務所で、紹介が無くても法律相談の予約を承り、多種多様な事件を担当してきました。入所当初から最低保障付きのパートナーとしての立場に就く事務所でしたので、知らない間に経営の一端を担うようになっていきました。

事務所としては、労働事件の労働者側の事件（特に過労死等）が多い傾向にありますが、私自身は会社側の事件も無理のない程度で取り扱っています。弁護士になりたての頃の苦労話を言い出せば切りがなく、自分には向いていないであるとか、公務員試験を受ければ良かったと隣の芝生を真っ青に感じたこともありました。今ではこの仕事を続けてきて本当に良かったと思っています。母を70歳で亡くしましたが、父の時とは異なり、少しは親孝行ができたように思っています。

### 2 弁護団事件

私は、青年法律家協会等の団体に所属した経過もあり、弁護士になった直後の頃から弁護団事件にも多く関与してきました。とある事件では書面が完成するまで会議横の部屋で缶詰にされたことがあるなど、諸先輩方から多様な叱咤激励をいただく中で、事件の本質の掴み方や効果的な訴訟の進め方、反対尋問の方法など様々なことを学びましたし、宴会部長としての腕も磨くことができました。

2003年提訴の原爆症認定集団訴訟には当初から関与させていただき、2006年5月、全国に先駆けて大阪地方裁判所で原告9名全員の勝訴判決を得ました。同訴訟は、原子爆弾の被曝による影響でがんなどの疾病が生じたものとして原爆症の認定を申請したにもかかわらず却下処分を受けた被爆者が、国に対してその処分の取り消しを求めた訴訟です。多くの犠牲者を目の当たりにする中、自分だけが生き残っていることを申し訳なく思うと仰る被爆者が、せめてものとの思いから紡ぎ出す法廷での言葉には、平和への強い願いを感じました。

2012年提訴の朝鮮学校への補助金の不交付決定の取り消しを求める訴訟、2013年提訴の朝鮮高級学校への無償化の適用を求める訴訟の弁護団にも参加し

ました。2017年7月28日、大阪地裁は、大阪朝鮮高級学校（大阪府東大阪市）を高校無償化の対象から除外した国の処分は違法だとして、無償化の適用を命じました。同判決は控訴審で覆され、最高裁で敗訴が確定しましたが、一審で勝訴した時の弁護団・当事者・支援者らで分かち合ったあの喜びは今後も忘れることがないと思います。

### 3 委員会等での活動

私は、子どもの権利委員会に所属し、少年事件等も多く担当してきました。子どもの権利委員会のメンバーには、児童相談所など行政との連携を図る弁護士も少なくないのですが、私は親側の権利擁護（対行政の事件）のほうに関心がありました。部会は国際部会に所属し、外国にルーツを持つ子どもの人権に関わる活動に従事し、2022度には委員長を務めました。

業務改革委員会では、2020～2021年度、2024年度に委員長代行を務めました。法律事務所の事務職員も参与としてメンバーに加わる第6部会に所属しており、事務職員を対象とした研修や日弁連の能力認定試験の拡充等のために活動してきました。

その他、2024年度の人権フェスタ実行委員会の事務局長を務め、大阪弁護士会館に多くの市民の方にお越しいただくことができました。

## 第3 抱負について

### 1 20年間の動向

私は、2002年に弁護士になりました。その前年の2001年12月に司法制度改革推進本部が内閣に設置され、2004年末までに24の司法改革関連法が成立した経過において、2004年4月には法科大学院が開校、2006年10月には日本司法支援センターが業務を開始し、2009年5月から裁判員制度が始まりました。また、2006年10月に始まった被疑者国選制度は、2009年5月にその対象が拡大され、2018年6月には勾留状が発付された全ての被疑事件が対象となりました。そして、「小さな司法から大きな司法」への転換、「市民の司法」の実現を目指して実施された司法制度改革においては、司法の担い手である法曹人口も大幅に増加しました。

一方、司法制度改革のひずみと評価すべきなのか、2010年頃の就職氷河期と呼ばれる時代には、弁護士の供給が過多になり、就職先の法律事務所がなかなか見つからないという事態が生じるなどしました。また、2011年11月から司法修習生の準公務員としての給与制度もなくなり、新65期から70期までの「谷間世代」が生まれました（2017年4月に再び法律改正がなされ、以前の給与水準には達しませんが、月額13万5000円が支給されるようになりました。）。

### 2 弁護士法1条

このように、私が歩んできた20年強の弁護士生活の中でも、弁護士をとりまく環境は大きく変化してきました。そして、その変化が大きいがゆえに、「会務の在り方」や「会派の意義」等について、従前とは異なる捉え方や斬新な意見が出てくることも当然のことといえます。

以上のことを踏まえながら、「どこを変えて、どこを変えないか」ということを慎重に議論していくことが今後重要になると思いますが、その前提として私が重視したいのは、基本となる弁護士法1条の条文です。各弁護士の業務の取扱分野やそもそもの考え方に違いがあるのは勿論ですが、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とすることへの自覚と誇りをもって、諸先輩方、同期、後輩との繋がりを維持・継続していくことができれば、少しずつ良い方向に向かっていくのではないかと考える次第です。

### 3 職業としての人気度を高める

以上は抽象的なイメージの話ですが、私が具体的に力を注ぎたいと思っていることのひとつに「弁護士の職業としての人気度を高める」ということがあります。子どもの権利委員会の委員長時代、4委員会の共催で高校生を対象としたシンポジウムを企画したことがあり、その時の参加者の高校生が、「親族の多くが医者だけれども、今日参加して改めて弁護士になりたいと思った。」と発言してくれました。大阪弁護士会の法教育委員会、広報室、法曹養成・法科大学院協力センターなどが既にその役割を担っているところですが、若者に弁護士の仕事の魅力を伝えていくことは喫緊の課題であり、人権フェスタ等においても、その点を意識した取り組みができればと考えています。

また、業務改革委員会で培った経験から、法律事務所の運営の一端を担う法律事務職員の地位向上に向けて、大阪弁護士会として積極的に関与することの必要性を感じています。検察官には事務官、裁判官には書記官と、法曹二者の補助者には公的資格が伴いますが、弁護士の補助者には何らの資格も称号もありません。「法律事務職員の職業としての人気度を高める」ために弁護士会が出来ることは様々存在し、その取り組みは結局のところ弁護士への信頼に繋がるものと確信します。

## 第4 終わりに

中学3年生の時の担任は、「人の良いところを見なさい。」「辛いことがあった時は、『ありがとう。』と言いなさい。」と指導する一風変わった先生でした。私のこれまでの人生にも、それなりの苦労があったかもしれませんが、何となくその教えのもとこれまで生きてきたように思います。

人が喜ぶために頑張ることが好きな私は、基本的に明るい性格です。このたび事務所の許しを得て、微力ながら尽力させていただきたく、大阪弁護士会の副会長に立候補する思いに至りました。同じく春秋会から推薦予定の中井洋恵会員が次年度大阪弁護士会の会長に就任した暁には、中井会長を支え、中井会長の指揮のもとフットワークが軽くてアクティブな執行部を目指すことができればと思います。

春秋会のご推薦のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

以上